

枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会の傍聴に関する 取扱要領（案）

この要領は、枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

1. 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、委員会開会前に傍聴受付簿に自己の住所及び氏名等を記載しなければならない。
2. 委員会の会長（以下「会長」という。）は、特に必要と認めたときは、傍聴を制限することがある。
3. 傍聴人の定員及び受付方法は、会場等の都合により、会長が決定する。

（席への立入禁止）

4. 傍聴人は、委員席に立ち入ることができない。

（傍聴できない者）

5. 会議を妨害し、又は他者に迷惑を及ぼすと認められる者は傍聴することができない。
6. 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではない。

（傍聴人の遵守事項）

7. 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしてはならない。
8. 傍聴人は、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。
9. 傍聴人は、発言してはならない。
10. 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、報道関係者など特に会長の許可を得た者はこの限りではない。

（係員の指示）

11. 傍聴人はすべて事務局係員の指示に従わねばならない。

（違反に対する措置）

12. 傍聴人がこの要領に反するときは、会長がこれを抑止しその命に従わない場合は、事務局係員はその傍聴人を退場させることができる。

（資料の取扱）

13. 当該会議の次第、提出資料等については、原則として委員会場で傍聴人が閲覧できるものとする。

（その他）

14. 事務局は枚方市土木部土木政策課とし、この要領及び枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。